

大雪災害時における「放置車両の移動訓練」を実施します ～速やかな道路交通確保を目的とした実働訓練～

大洲河川国道事務所では、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置されることで、通行障害となる場合を想定し、速やかな道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

1. 開催日時 令和元年11月20日（水） 14:00～16:00
※小雨決行（ただし、大雨・雪等の場合は中止）

2. 訓練会場 愛媛県大洲市北只164 大洲国道出張所構内 **【参考資料-1参照】**

3. 参加機関 大洲河川国道事務所、愛媛県、愛媛県警察、市、町、
一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、他関係機関及び
道路維持工事受注者 約70人

4. 訓練内容 大雪時、国道上に放置されている車両を想定した移動訓練
【参考資料-2参照】

5. その他 当日取材可能

○平成30年度より「チェーン規制区間」を設定することができるようになり、四国内においては、国道56号鳥坂峠において区間設定をしました。豪雪時には、通行止めを行い集中的に除雪を行うこととしていますが、チェーン規制区間においては現場の状況により交通確保の観点からチェーン装着車については、通行可能となりました。なお、現地状況により、チェーン規制を実施せずに通行止めを行う場合もあります。

【参考資料-3参照】

○平成26年11月21日に災害対策基本法の改正法が施行されました。これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両の移動が可能となりました。

【参考資料-4参照】

○平成28年1月24日～25日の大雪では、愛媛県管理の国道378号において県からの要請を受けて車両移動等の支援を行いました。 **【参考資料-5参照】**

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【NO.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

【問い合わせ先】（○：主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局

大洲河川国道事務所

TEL0893-24-5185（代表）

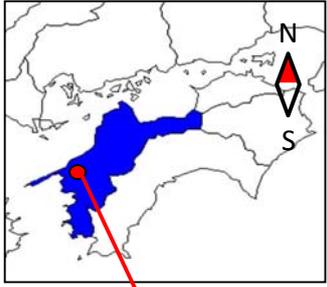
副所長（道路）

なが い えい じ
長井英治（内線205）

○道路管理課長

い で き い ち
井手義一（内線431）

◆訓練会場 位置図



訓練会場(大洲国道出張所)



訓練会場・駐車場
大洲国道出張所
(愛媛県大洲市北只164)

この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。



訓練会場 (出張所入口側より撮影)



訓練実施場所

駐車場

駐車場(出張所より撮影)



訓練実施場所

大洲国道出張所

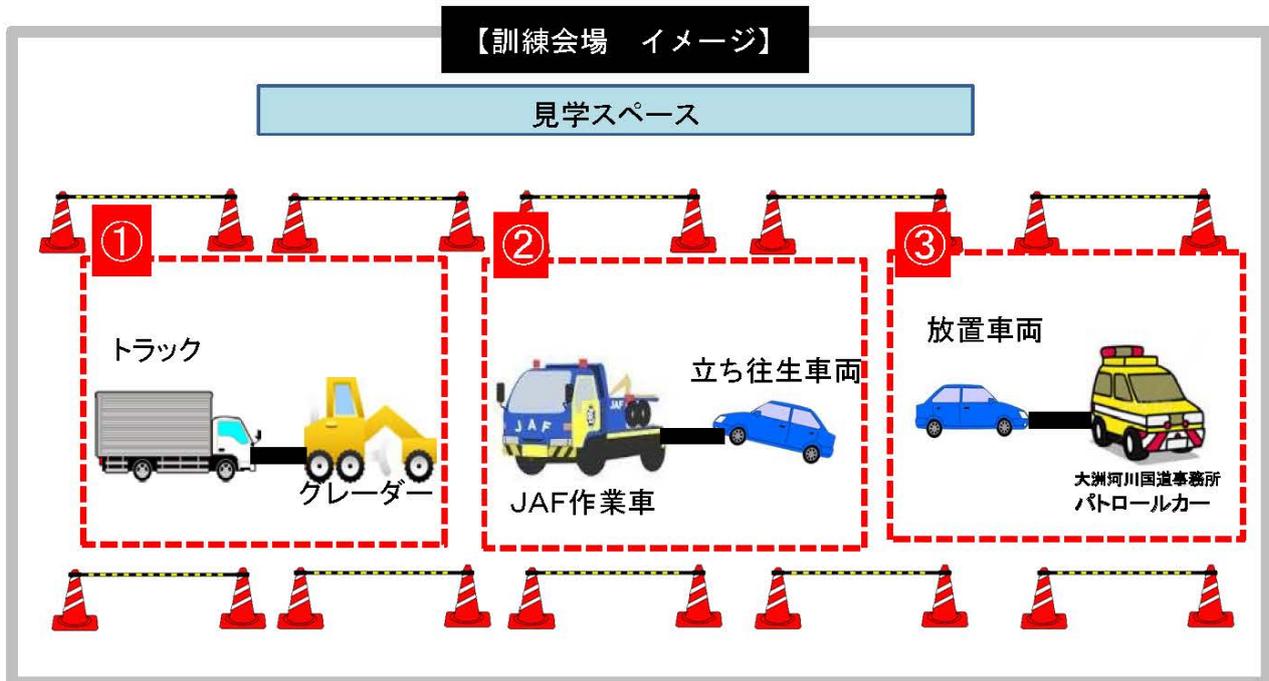
駐車場

出張所入口側

※取材をされる場合は、大洲国道出張所内の駐車場が利用可能です。
なお、路上駐車はしないようにお願いします。

◆訓練内容

- (1) 放置車両の現認および報告。
- (2) 所轄警察署と連携した通行止の実施。
- (3) 災害対策基本法に基づく区間指定の訓練。
- (4) 移動作業開始。
 - ①立ち往生したトラックを、グレーダーにて移動。【道路維持工事受注者】
 - ②JAF作業車により立ち往生車両を道路の拡幅部まで移動する。【JAF】
 - ③パトロール車により牽引ロープで固定した状態で、車両簡易移動器具を利用して、放置車両を道路の拡幅部まで人力で移動する。【大洲河川国道事務所、県、市、町】
- (5) 移動完了後、放置車両及び車両を放置していた場所に通知書を掲示。

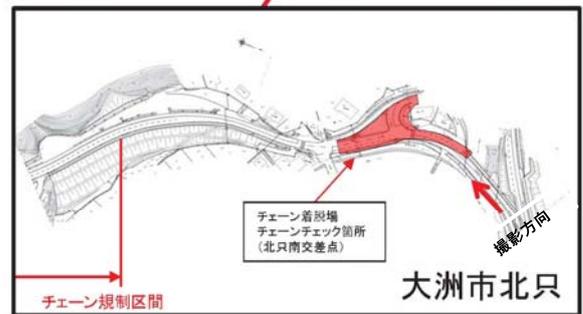
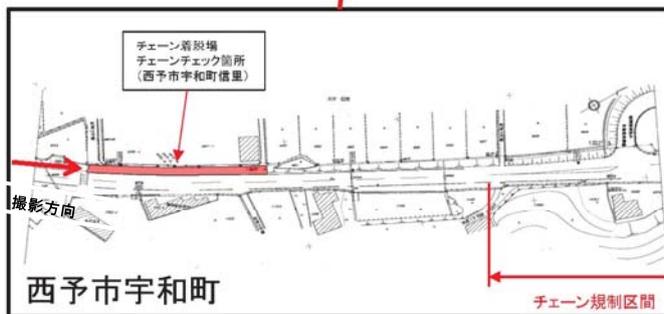


【昨年度の実施状況】 (実施日 H30. 11. 28)



国道56号のチェーン規制区間(西予市宇和町～大洲市北只)

参考資料-3



下り線チェーン確認箇所
西予市宇和町・・・「西予市宇和町信里」

上り線チェーン確認箇所
大洲市北只・・・「北只南交差点」



<参考>

「チェーン規制」の発動について

「大雪特別警報」が発表され、冬用タイヤでの走行が困難な路面状況になった場合に、従来であれば通行止めとなる状況において、「チェーン規制」標識を掲示した際に、タイヤチェーン装着車のみ通行を可能とするチェーン規制の発動を検討します。

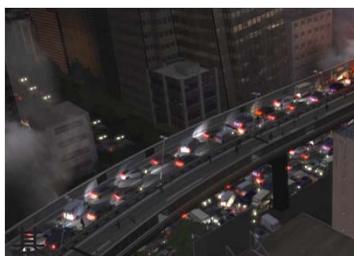
● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月14日に公布、施行されました。

改正の背景

・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあります。

・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要がありました。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し併せて損失補償規定を整備)

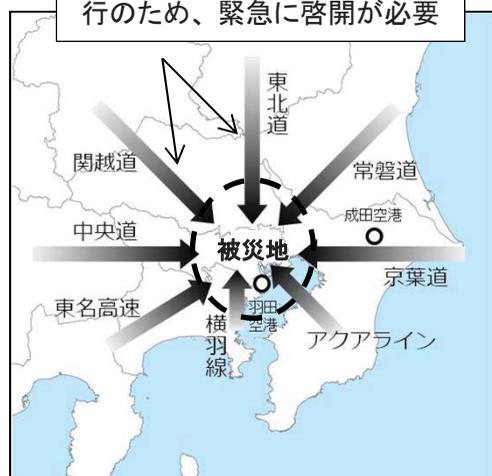
2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

国道378号における 1月25日の積雪対応状況写真 (愛媛県八幡浜市保内町)



スタック状況



スタック状況



周囲の路面状況



愛媛県による運転者への通知掲示



車両簡易移動器具の利用方法の指導



車両簡易移動器具を用いた車両移動



車両簡易移動器具を用いた車両移動



報道関係者への対応状況の説明

【TEC-FORCEの支援状況】



車両簡易移動器具の利用方法を指導



車両簡易移動器具を用いた車両移動の様子

参考：車両簡易移動器具



※前輪・後輪にセットすると、あらゆる方向へ人力で自由に移動できる器具。